

蓬田村における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

平成 28 年 4 月 1 日
蓬 田 村 長
蓬 田 村 議 会 議 長
蓬 田 村 教 育 委 員 会
蓬 田 村 選 挙 管 理 委 員 会
蓬 田 村 農 業 委 員 会

蓬田村における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号。以下「法」という。）第 15 条に基づき、蓬田村長、蓬田村議会議長、蓬田村教育委員会、蓬田村選挙管理委員会、蓬田村農業委員会が策定する特定事業主行動計画です。

1. 計画期間

本計画の期間は、平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までとします。

2. 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

本村では、組織全体で継続的な女性職員の活躍を推進するため、総務課を担当課とし、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等を行うこととします。

3. 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標及び目標達成のための取組等

法第 15 条第 3 項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成 27 年内閣府令第 61 号）第 2 条に基づき、蓬田村長、蓬田村議会議長、蓬田村教育委員会、蓬田村選挙管理委員会、蓬田村農業委員会において、それぞれの職員の職業生活における活躍の状況を把握し、改善すべき事情について分析を行いました。その結果、女性職員の活躍を推進するため、最も大きな課題に対応するものから順に、次のとおり目標を設定します。

【配置・育成・教育訓練及び登用について】

<目標>

平成 32 年度までに、班長職以上にある職員に占める女性割合を 20 %以上にします。

<取組内容>

平成 28 年度より、管理的地位にある職員の人材プールを形成していき男女双方が働きやすい環境を整備します。

【仕事と家庭の両立】

<目標>

平成 32 年度までに、年次休暇の平均取得日数を 15 日以上にします。

<取組内容>

各課において業務の見直しや相互応援可能な体制の整備を図るとともに、良好な職場環境づくりを行います。

<目標>

平成 32 年度までに、男性職員の配偶者出産休暇、育児参加休暇の取得割合を 100 %以上にします。

<取組内容>

男女とも職業生活と家庭生活との両立ができるよう、職場環境を見直し、該当職員に休暇取得の促進を行います。